

○内閣府令第四号

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行に伴い、及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の規定に基づき、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（題名を含む。以下同じ。）をこれに順次対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判 手続の特例に関する法律施行規則 (定義) 第一条 この府令において使用する用語は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 第二条 削除 (公告事項) 第三条 法第二十六条第一項第十二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 消費者からの問合せに対応する時間帯 二 「略」 三 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合（これらの全ての簡易確定手続申立団体が連名で法第二十六条第一項の規定による公告をするときを除く。）にあつては、連名で同項の規定による公告をしない他の簡易確定手続申立団体が法第十三条の簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則 (定義) 第一条 この府令において使用する用語は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 (通知の方法) 第二条 法第二十五条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を送信する方法とする。 (通知事項等) 第三条 法第二十五条第一項第七号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 消費者からの問合せを受けるための簡易確定手続申立団体の連絡先及びこれに対応する時間帯 二 「同上」 三 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合（これらの全ての簡易確定手続申立団体が連名で法第二十五条第一項の規定による通知をするときを除く。）にあつては、連名で同項の規定による通知をしない他の簡易確定手続申立団体が法第十四条の規定による簡易確定手続開始の申立てをしていること並

の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

「項を削る。」

2||
びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

簡易確定手続申立団体が法第二十六条第一項の規定による公告をする場合における前項第三号の規定の適用については、同号中「法第二十五条第一項の規定による通知」とあるのは「法第二十六条第一項の規定による公告」と、「同項の規定による通知」とあるのは「同項の規定による公告」とする。

（通知の方法）
第三条の二 法第二十七条第一項の内閣府令で定める電磁的方法

は、次に掲げるものとする。

「条を加える。」

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。第四条第二号において「電子メール等」という。）を送信する方法

二 電子計算機に備えられたファイル（専ら対象消費者等ごとの用に供するものに限る。）に記録された事項を電気通信回線を通じて対象消費者等が閲覧することができ状態に置き、その旨を対象消費者等に知らせるために適切な措置を講ずる方法

（通知事項）

第三条の三 簡易確定手続申立団体が法第二十七条第一項の規定による通知をする場合における第三条第三号の規定の適用については、同号中「法第二十六条第一項の規定による公告」とあ

「条を加える。」

るのは「法第二十七条第一項の規定による通知」と、「同項の規定による公告」とあるのは「同項の規定による通知」とする。

2 法第二十七条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十七条第一項の規定による通知を受けた対象消費者等が法第二十六条第一項の規定による公告の内容を確認するために必要な事項（当該公告がインターネットの利用による場合には、公告を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。））。第三条の六第一項において同じ。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる事項のうち、法第二十七条第二項の規定により記載しないものとする事項の項目及びこれらの項目が法第二十六条第一項の規定による公告の対象である旨

（相手方通知を求める期限等）

第三条の四 法第二十八条第一項の相手方通知のため通常必要な期間を考慮して内閣府令で定める日は、届出期間の末日から起算して百日前の日とする。

2 法第二十八条第一項の届出期間の末日の二月以上前の日であつて内閣府令で定める日は、届出期間の末日から起算して七十日前の日とする。

（相手方通知の方法）

第三条の五 法第二十八条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

(相手方が通知すべき事項等)

第三条の六 法第二十八条第一項第九号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同項の規定による相手方通知を受けた対象消費者等が法第二十六条第一項の規定による公告の内容を確認するために必要な事項

二 法第二十六条第一項第一号、第三号、第六号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項の項目並びにこれらの事項が同項の規定による公告の対象である旨

2 法第二十八条第二項（法第二十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

3 法第二十八条第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 相手方通知の方法

二 相手方通知の内容

三 相手方通知をした対象消費者等の数

四 前号の対象消費者等のうち相手方において氏名が分からない者がある場合には、その数

(相手方による回答の方法)

第三条の七 法第三十条の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子メールを送信する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条第二号において同じ。）をもって調

「条を加える。」

「条を加える。」

製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
三 前各号に掲げる方法に類する方法

(相手方が回答すべき事項)

第三条の八 法第三十条第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 相手方通知の方法の見込み
- 二 法第三十一条第一項に規定する文書を開示する時期の見込み並びに当該文書に氏名及び住所又は同項に規定する連絡先が記載されている対象消費者等の数の見込み(当該文書を所持しない場合又は同項ただし書に該当する見込みがある場合にあつては、その旨)

(文書に記載される連絡先)

第四条 法第三十一条第一項の内閣府令で定める連絡先は、次のとおりとする。

一 「略」

二 電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)その他の電子メール等によりその者に連絡をする際に必要となる情報

三 ファクシミリの番号

(電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供の方法)

第五条 法第三十一条第二項の内閣府令で定める電磁的方法によ

「条を加える。」

(文書に記載される連絡先)

第四条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める連絡先は、次のとおりとする。

一 「同上」

二 ファクシミリの番号

三 電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第九条及び第十六条第二項において同じ。)

(電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供の方法)

第五条 法第二十八条第二項の内閣府令で定める電磁的方法によ

る提供は、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法（当該送信を受けた簡易確定手続申立団体が当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）による提供

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法（当該交付を受けた簡易確定手続申立団体が当該ファイルへ記録された情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）による提供

三 前各号に掲げるものに類する方法による提供

（説明の方法）

第六条 法第三十五条（法第五十七条第八項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）の規定による説明は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。ただし、法第三十四条第一項の授權をしようとする者（法第五十七条第八項の規定において準用する法第三十五条の規定による説明をする場合にあつては、法第五十七条第一項の授權をしようとする者。以下この項、次項及び次条において「授權をしようとする者」という。）の承諾がある場合には、法第三十五条（法第五十七条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の書面（以下この項、第三項及び次条において「書面」という。）の交付又は法第三十五条の電磁的記録（第二号、第三項及び次条において「電磁的記録」という。）

る提供は、次に掲げるものとする。

一 ファクシミリ装置を用いて送信する方法による提供

二 電子メールを送信する方法（当該送信を受けた簡易確定手続申立団体が当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）による提供

三 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法（当該交付を受けた簡易確定手続申立団体が当該ファイルへ記録された情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）による提供

（説明の方法）

第六条 法第三十二条（法第五十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による説明は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。ただし、法第三十一条第一項の授權をしようとする者（法第五十三条第八項の規定において準用する法第三十二条の規定による説明をする場合にあつては、法第五十三条第一項の授權をしようとする者。以下この項及び次項において「授權をしようとする者」という。）の承諾がある場合には、法第三十二条（法第五十三条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の書面（以下この項及び第三項において「書面」という。）の交付又は法第三十二条の電磁的記録（第二号及び第三項において「電磁的記録」という。）の提供による方法をもつて足りる。

の提供による方法をもって足りる。

「一〇三 略」

2 簡易確定手続申立団体が次に掲げる要件を満たしている場合には、前項の規定にかかわらず、授權をしようとする者に対し、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容並びに第七條に定める事項（第三号において「説明事項」という。）が掲載されている当該簡易確定手続申立団体のホームページの閲覧を求める方法をもって足りる。

3 「一〇三 略」
「略」

第六條の二 授權をしようとする者が次のいずれかに該当する場合には、前條の規定にかかわらず、簡易確定手続申立団体は、当該授權をしようとする者に提供する書面又は電磁的記録において、当該公告し、又は通知した事項を重ねて記載し、又は記録することを要しない。ただし、当該授權をしようとする者が当該事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を求める場合は、この限りでない。

一 法第二十六條第一項の規定による公告を閲覧したこと。

二 法第二十七條第一項の規定による通知を受けたこと。

（説明事項）

第七條 法第三十五條の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十六條第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
- 二 「略」
- 三 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合にあつては、他の簡易確定手続申立団体が法第十三條の簡易確定手続開始の申

「一〇三 同上」

2 簡易確定手続申立団体が次に掲げる要件を満たしている場合には、前項の規定にかかわらず、授權をしようとする者に対し、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容並びに次條に定める事項（第三号において「説明事項」という。）が掲載されている当該簡易確定手続申立団体のホームページの閲覧を求める方法をもって足りる。

3 「同上」
「同上」

「条を加える。」

（説明事項）

第七條 法第三十二條の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十五條第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 二 「同上」
- 三 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合にあつては、他の簡易確定手続申立団体が法第十四條の規定による簡易確定手

立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

四 法第三十四条第一項の授權により簡易確定手続申立団体が行う業務の範囲

〔五・六 略〕

七 仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている場合にあっては、その内容及び法第六十四条の規定に基づき平等に取り扱わなければならないこと。

2 法第五十七条第八項において準用する法第三十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十六条第一項第三号から第九号までに掲げる事項

二 届出消費者が債権届出団体に対して法第五十七条第一項の授權をする方法及び期間

三 届出消費者からの問合せに対応する時間帯

四 〔略〕

五 法第五十七条第一項の授權により債権届出団体が行う業務の範囲

〔六・七 略〕

（業務規程の記載事項）

第八条 法第七十一条第五項（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 被害回復関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ イの業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供に係

続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

四 法第三十一条第一項の授權により簡易確定手続申立団体が行う業務の範囲

〔五・六 同上〕

七 仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている場合にあっては、その内容及び法第五十九条の規定に基づき平等に取り扱わなければならないこと。

2 法第五十三条第八項において準用する法第三十二条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十五条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 届出消費者が債権届出団体に対して法第五十三条第一項の授權をする方法及び期間

三 届出消費者からの問合せを受けるための債権届出団体の連絡先及びこれに対応する時間帯

四 〔同上〕

五 法第五十三条第一項の授權により債権届出団体が行う業務の範囲

〔六・七 同上〕

（業務規程の記載事項）

第八条 法第六十五条第五項（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 被害回復関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

ハ イの業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供に係

係る業務の実施の方法に関する事項

二 「略」

ホ 請求の放棄、和解、債権届出の取下げ、認否を争う旨の申出、簡易確定決定に対して異議を申し立てる権利の放棄、簡易確定決定に対する異議の申立て、当該異議の申立ての取下げ、異議後の訴訟における訴えの取下げ又は上訴若しくは上訴の取下げをしようとする場合において法第三十四条第一項又は法第五十七条第一項の授權をした者の意思を確認するための措置に関する事項

ヘ 法第七十一条第四項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項

ト 「略」

チ その他必要な事項

二 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項（法第八十四条第一項の通知及び報告の方法に関する事項並びに第十八条第十五号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項を含む。）

「三」六 略」

（特定認定の申請書の記載事項）

第九条 法第七十二条第一項第三号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号（

る業務の実施の方法に関する事項

二 「同上」

ホ 請求の放棄、和解、債権届出の取下げ、認否を争う旨の申出、簡易確定決定に対する異議の申立て又は上訴若しくは上訴の取下げをしようとする場合において法第三十一条第一項又は法第五十三条第一項の授權をした者の意思を確認するための措置に関する事項

ヘ 法第六十五条第四項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項

ト 「同上」

「号の細分を加える。」

二 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項（法第七十八条第一項の通知及び報告の方法に関する事項並びに第十八条第十五号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項を含む。）

「三」六 同上」

（特定認定の申請書の記載事項）

第九条 法第六十六条第一項第三号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

被害回復関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。次号において同じ。）

二 法第七十二条第一項第二号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の事務所の電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号

三 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第三十条第三号において同じ。）

（特定認定の申請書の添付書類）

第十条 法第七十二条第二項第六号ロ（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、役員、職員及び専門委員の電話番号その他の連絡先とする。

2|| 法第七十二条第二項第七号ロ（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書であつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条に規定する公益認定を受けている者が作成したものとする。

3|| 法第七十二条第二項第十一号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 法第六十六条第一項第二号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の事務所の電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

三 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

（特定認定の申請書の添付書類）

第十条 法第六十六条第二項第六号ロ（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、役員、職員及び専門委員の電話番号その他の連絡先とする。

「項を加える。」

2|| 法第六十六条第二項第十一号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「同上」

二 法第七十一条第四項第三号ロに定める要件に適合すること
を証する書類

三 「略」

4|| 前二項に規定する書類については、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十四条第二項（同法第十七条第六項、同法第十九条第六項及び同法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき申請書に添付している当該書類の内容に変更がないときは、法第七十二条第一項（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（公告の方法）

第十一条 法第七十三条（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告は、法第七十三条に規定する事項並びに同条の規定により公衆の縦覧に供すべき書類の縦覧の期間及び場所について、消費者庁の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

（公示の方法）

第十二条 法第七十四条第一項（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。第二十三条第一号において同じ。）、法第七十七条第八項、法第七十八条第八項、法第七十九条第二項、法第九十二条第四項及び法第九十三条第六項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

二 法第六十五条第四項第三号ロに定める要件に適合すること
を証する書類

三 「同上」

3|| 前項各号に掲げる書類については、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十四条第二項（同法第十七条第六項、同法第十九条第六項及び同法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき申請書に添付している当該書類の内容に変更がないときは、法第六十六条第一項（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（公告の方法）

第十一条 法第六十七条（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告は、法第六十七条に規定する事項並びに同条の規定により公衆の縦覧に供すべき書類の縦覧の期間及び場所について、消費者庁の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

（公示の方法）

第十二条 法第六十八条第一項（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。第二十三条第一号において同じ。）、法第七十一条第八項、法第七十二条第八項、法第七十三条第二項、法第八十六条第四項及び法第八十七条第六項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(特定適格消費者団体である旨の揭示)

第十三条 法第七十四条第二項の規定による揭示は、特定適格消費者団体の名称及び「特定適格消費者団体」の文字について、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所にしなければならない。

(変更の届出)

第十四条 法第七十六条の規定により変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

「一、四 略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第七十二条第二項各号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合 変更後の事項を記載した当該書類

二 法第七十二条第一項各号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は法第七十二条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第十条第三項各号に掲げる書類の内容に変更を生じた場合 変更後の内容に係る当該書類（第十条第三項第二号に掲げる書類にあつては、役員又は専門委員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。）に限る。）

3 法第七十六条の内閣府令で定める軽微な変更は、法第七十二条第二項第六号口の書類に記載した事項の変更とする。

(特定適格消費者団体である旨の揭示)

第十三条 法第六十八条第二項の規定による揭示は、特定適格消費者団体の名称及び「特定適格消費者団体」の文字について、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所にしなければならない。

(変更の届出)

第十四条 法第七十条の規定により変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

「一、四 同上」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十六条第二項各号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合 変更後の事項を記載した当該書類

二 法第六十六条第一項各号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は法第六十六条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第十条第二項各号に掲げる書類の内容に変更を生じた場合 変更後の内容に係る当該書類（第十条第二項第二号に掲げる書類にあつては、役員又は専門委員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。）に限る。）

3 法第七十条の内閣府令で定める軽微な変更は、法第六十六条第二項第六号口の書類に記載した事項の変更とする。

(通知及び報告の方法等)

第十五条 法第八十四条第一項の規定による通知(同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。)は、書面により行わなければならない。

2 法第八十四条第一項の規定による報告(同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。)は、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は準備書面その他その内容を示す書面(第十六条第一項において「内容を示す書面」という。)の写しを添付した書面により行わなければならない。

3 法第八十四条第一項の規定による通知及び報告(それぞれ同項第七号に掲げる場合に係るものに限る。)は、第十七条各号に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

「一・二 略」

三 共通義務確認訴訟における和解をしようとする場合(当該和解が成立したとすれば法第十五条第二項又は第三項の規定により簡易確定手続開始の申立義務を負う場合を除く。)にあつては、当該和解に至るまでの経緯の概要

「4・5 略」

(報告事項)

第十五条の二 法第八十四条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十三条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判(法第十六条第一項又は法第二十四条の規定に違反することを理由とするものを除く。)が確定した場合にあつては、当該裁判が確定した日

(通知及び報告の方法等)

第十五条 法第七十八条第一項の規定による通知(同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。)は、書面により行わなければならない。

2 法第七十八条第一項の規定による報告(同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。)は、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は準備書面その他その内容を示す書面(次条第一項において「内容を示す書面」という。)の写しを添付した書面により行わなければならない。

3 法第七十八条第一項の規定による通知及び報告(それぞれ同項第七号に掲げる場合に係るものに限る。)は、第十七条各号に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

「一・二 同上」

「号を加える。」

「4・5 同上」

「条を加える。」

二 第十八条第十七号に掲げる行為（被害回復裁判手続に係る事案の全体を解決するものと認められるものを除く。）がされた場合にあっては、当該事案のうち解決されるに至っていない部分の状況の概要

（通知及び報告に係る電磁的方法を利用する措置）

第十六条 法第八十四条第一項後段の内閣府令で定める措置は、消費者庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に同項前段に規定する事項、内容を示す書面に記載された事項及び第十五条第三項各号（同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であつて、全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報を全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が受信することができる方式のものとする。

2 「略」

3 法第八十四条第一項の通知及び報告が第一項の措置により行われたときは、消費者庁長官の管理に係る電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官に到達したものとみなす。

（被害回復関係業務に関する手続に係る行為）

第十七条 法第八十四条第一項第七号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

「一〇五 略」

第十八条 法第八十四条第一項第十三号の内閣府令で定める手続に係る行為は、被害回復裁判手続に係る行為であつて、次に掲

（通知及び報告に係る電磁的方法を利用する措置）

第十六条 法第七十八条第一項後段の内閣府令で定める措置は、消費者庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に同項前段に規定する事項、内容を示す書面に記載された事項及び前条第三項各号（同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であつて、全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報を全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が受信することができる方式のものとする。

2 「同上」

3 法第七十八条第一項の通知及び報告が第一項の措置により行われたときは、消費者庁長官の管理に係る電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官に到達したものとみなす。

（被害回復関係業務に関する手続に係る行為）

第十七条 法第七十八条第一項第七号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

「一〇五 同上」

第十八条 法第七十八条第一項第十二号の内閣府令で定める手続に係る行為は、共通義務確認訴訟の手続及び簡易確定手続（簡

げるものとする。ただし、第一号から第十五号までに掲げる行為については、共通義務確認訴訟の手続及び簡易確定手続（簡易確定手続開始決定後の手続を除く。）に係るものに限る。

「一・二 略」

三 再審の訴え（法第五十三条の規定において民事訴訟法第四編の規定を準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の提起若しくは第一号の却下命令で確定したものに對する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知

「四 十二 略」

十三 法第十七条の書面の補正命令若しくはこれに基づく補正又は法第二十條第二項の決定

十四 「略」

十四の二 前号に規定する抗告をすることができる期間内に抗告がなされないこと

十五 攻撃又は防御の方法の提出その他の被害回復裁判手続に係る行為であつて、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続の適切な実施又は特定適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第八十四條第一項の通知及び報告をすることと適當と認めたもの

十六 法第二十五條第二項の規定による届出期間の伸長の決定の通知

十七 対象債権等の存在及び内容が確定した対象消費者等に対する当該対象債権等の弁済金の引渡しその他の被害回復裁判手続に係る事案の全体又は大部分を解決するものと認められる行為

（伝達の方法）

易確定手続開始決定後の手続を除く。）に係る行為であつて、次に掲げるものとする。

「一・二 同上」

三 再審の訴え（法第五十条の規定において民事訴訟法第四編の規定を準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の提起若しくは第一号の却下命令で確定したものに對する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知

「四 十二 同上」

十三 法第十六条の書面の補正命令若しくはこれに基づく補正又は法第十九條第二項の決定

十四 「同上」

「号を加える。」

十五 攻撃又は防御の方法の提出その他の被害回復裁判手続に係る行為であつて、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続の適切な実施又は特定適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第七十八條第一項の通知及び報告をすることと適當と認めたもの

「号を加える。」

「号を加える。」

（伝達の方法）

第十九条 法第八十四条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 書面の写しの交付、電子メールを送信する方法、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法

(伝達事項)

第二十条 法第八十四条第二項の内閣府令で定める事項は、法第九十五条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。

(被害回復関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項)

第二十一条 法第八十七条の内閣府令で定める事項は、弁護士資格その他の自己の有する資格とする。

(公表する情報)

第二十二条 法第九十五条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十四条第一項の規定による報告をした特定適格消費者団体の連絡先

二 次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項

イ 共通義務確認の訴えの取下げの効力が生じた場合

その旨及び当該取下げの効力が生じた日

ロ 共通義務確認の訴えを却下する裁判が確定した場合
その旨及び当該裁判が確定した日

ハ 法第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が法第

第十九条 法第七十八条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 「同上」

二 書面の写しの交付、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法

(伝達事項)

第二十条 法第七十八条第二項の内閣府令で定める事項は、法第九十条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。

(被害回復関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項)

第二十一条 法第八十一条の内閣府令で定める事項は、弁護士資格その他の自己の有する資格とする。

(公表する情報)

第二十二条 法第九十条第一項の内閣府令で定める事項は、法第七十八条第一項の規定による報告をした特定適格消費者団体の連絡先とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

十六条第一項の期間（同条第二項の規定により当該期間が伸長された場合にあっては、当該伸長された期間。二において同じ。）内に簡易確定手続開始の申立てをしなかった場合、その旨及び当該期間の満了の日

二 法第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が法第十六条第一項の期間内に簡易確定手続開始の申立てをしなかった場合、当該期間の満了の日

ホ 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）の効力が生じた場合、その旨及び当該取下げの効力が生じた日

ヘ 法第十三条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判（法第十六条第一項又は法第二十四条の規定に違反することを理由とするものを除く。）が確定した場合、その旨及び当該裁判が確定した日

第二十三条 法第九十五条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第七十四条第一項、法第七十七条第八項、法第七十八条第八項、法第七十九条第二項、法第九十二条第四項及び法第九十三条第六項の規定により公示した事項に係る情報

二 次に掲げる書類に記載された事項に係る情報

イ 「略」

ロ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

第二十四条 法第九十六条第一項の規定による消費者庁が作成し

第二十三条 法第九十条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第六十八条第一項、法第七十一条第八項、法第七十二条第八項、法第七十三条第二項、法第八十六条第四項及び法第八十七条第六項の規定により公示した事項に係る情報

二 次に掲げる書類に記載された事項に係る情報

イ 「同上」

ロ 法第六十六条第二項第八号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

第二十四条 法第九十一条第一項の規定による消費者庁が作成し

た書類の提供を受けようとする特定適格消費者団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を消費者庁長官に提出しなければならない。

「一〇六 略」

2 「略」

3 特定適格消費者団体が、消費者庁の職員に対し、電子メールを送信する方法（電子メールの送信を受けた消費者庁の職員が当該電子メールを出力することにより書面を作成することができ、るものに限る。）により、法第九十六条第一項の規定による消費者庁が作成した書類の提供を請求する旨及び第一項各号に掲げる事項を通知したときは、同項の申請書が消費者庁に提出されたものとみなす。

（情報の提供の請求）

第二十六条 法第九十七条第一項の規定による情報の提供を受けようとする特定適格消費者団体は、次に掲げる事項（当該特定適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）から次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。）を記載した申請書を国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。

「一〇六 略」

「2〇5 略」

6 国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請に係る情報が、法第九十七条第二項又は前項の規定により付そうとする制限又は条件に違反して使用されるおそれがあると認められるときは、当該情報を提供しないものとする。

た書類の提供を受けようとする特定適格消費者団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を消費者庁長官に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

2 「同上」

3 特定適格消費者団体が、消費者庁の職員に対し、電子メールを送信する方法（電子メールの送信を受けた消費者庁の職員が当該電子メールを出力することにより書面を作成することができ、るものに限る。）により、法第九十一条第一項の規定による消費者庁が作成した書類の提供を請求する旨及び第一項各号に掲げる事項を通知したときは、同項の申請書が消費者庁に提出されたものとみなす。

（情報の提供の請求）

第二十六条 法第九十二条第一項の規定による情報の提供を受けようとする特定適格消費者団体は、次に掲げる事項（当該特定適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）から次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。）を記載した申請書を国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「2〇5 同上」

6 国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請に係る情報が、法第九十二条第二項又は前項の規定により付そうとする制限又は条件に違反して使用されるおそれがあると認められるときは、当該情報を提供しないものとする。

7 「略」 8 特定適格消費者団体が、国民生活センターに対し、電子メールを送信する方法（当該送信を受けた国民生活センターが当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により、<u>法第九十七条第一項</u>の規定による情報の提供を希望する旨及び第一項各号に掲げる事項を通知したときは、同項の申請書が国民生活センターに提出されたものとみなす。	7 「同上」 8 特定適格消費者団体が、国民生活センターに対し、電子メールを送信する方法（当該送信を受けた国民生活センターが当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により、<u>法第九十二条第一項</u>の規定による情報の提供を希望する旨及び第一項各号に掲げる事項を通知したときは、同項の申請書が国民生活センターに提出されたものとみなす。
9 「略」 （国民生活センター等が提供する情報） <u>第二十七条 法第九十七条第一項</u>の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一 「略」 二 地方公共団体 消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもののうち、当該地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報（以下この号において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）をされた情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて<u>法第九十七条第一項</u>の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）	9 「同上」 （国民生活センター等が提供する情報） <u>第二十七条 法第九十二条第一項</u>の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一 「同上」 二 地方公共団体 消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもののうち、当該地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報（以下この号において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）をされた情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて<u>法第九十二条第一項</u>の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）
2 「略」 （消費者団体訴訟等支援法人の業務等） <u>第二十八条 法第九十八条第二項第一号</u>の内閣府令で定める事務	2 「同上」 「条を加える。」

は、次に掲げる事務とする。

- 一 法第二十六条第一項、第二項前段又は第三項の規定による公告に係る事務
 - 二 法第二十七条第一項の規定による通知に係る事務
 - 三 対象消費者等に対する情報の提供に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）
 - 四 法第三十五条の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供に係る事務
 - 五 簡易確定手続授權契約、訴訟授權契約及び法第八十二条第二項に規定する契約の締結に付随する事務
 - 六 対象消費者等に対する金銭の支払その他被害回復裁判手続に付随する金銭その他の財産の管理に係る事務
 - 七 被害回復裁判手続に付随する対象消費者等に対する連絡に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）
- 2 法第九十八条第二項第二号の内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
- 一 相手方通知に係る事務
 - 二 対象消費者等に対する金銭の支払に係る事務その他被害回復裁判手続に付随する金銭その他の財産の管理に係る事務
 - 三 相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務に付随する対象消費者等に対する連絡に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）
- 3 法第九十八条第二項第三号の事務は、特定適格消費者団体の実情その他の事情に応じて行うようにするものとする。
- 4 法第九十八条第二項第三号の内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
- 一 特定適格消費者団体に対する助言
 - 二 被害回復関係業務に関する情報の公表

三 特定適格消費者団体に対する情報の提供

5 法第九十八条第二項第四号ロの内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法の実施のために必要な情報及び消費者団体訴訟等の推進に資する情報の収集

二 前号の各情報の分析及び公表

三 消費者団体訴訟等に関する問合せへの対応

(業務規程の記載事項)

第二十九条 法第九十八条第三項（法第百三条第六項及び法第百

四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 支援業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第九十八条第二項第一号から第四号までに掲げる業務の実施方法に関する事項

ロ 消費者団体訴訟等支援法人であることを疎明する方法に関する事項

ハ その他必要な事項

二 役員の選任及び解任その他支援業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項

三 支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

四 支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法に関する事項

五 法第百九条の帳簿書類の管理に関する事項

六 法第百十条第二項各号に掲げる書類の備置きの方法に関する事項

七 その他支援業務の実施に関し必要な事項

「条を加える。」

(支援認定の申請書の記載事項)

第三十条 法第九十九条第一項第三号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号（支援業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。次号において同じ。）

二 法第九十九条第一項第二号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の事務所の電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号

三 法人番号

(支援認定の申請書の添付書類)

第三十一条 法第九十九条第二項第六号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、前事業年度における役員の報酬の有無とする。

2 法第九十九条第二項第十号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、申請者の登記事項証明書とする。

(公告の方法)

第三十二条 法第百条第一項（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告は、法第百条第一項に規定する事項並びに同項の規定により公衆の縦覧に供すべき書類の縦覧の期間及び場所について、消費者庁の掲示板への掲示、インターネット

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

を利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(公示の方法)

第三十三条 法第一条第一項（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）、法第百三条第八項、法第百四条第八項、法第百五条第二項及び法第百十三条第二項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(消費者団体訴訟等支援法人である旨の揭示)

第三十四条 法第一条第二項の規定による揭示は、消費者団体訴訟等支援法人の名称及び「消費者団体訴訟等支援法人」の文字について、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所にしなければならない。

(変更の届出)

第三十五条 法第百二条の規定により変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 変更した内容

三 変更の年月日

四 変更を必要とした理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第九十九条第二項各号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。

）に掲げる書類に記載した事項に変更があつた場合 変更後

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

の事項を記載した当該書類

二 法第九十九条第一項各号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は法第九十九条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第三十一条第二項に規定する書類の内容に変更を生じた場合 変更後の内容に係る当該書類

（業務及び経理に関する帳簿書類）

第三十六条 法第九十九条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。

一 支援業務の概要を記録したもの

二 前号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり
三 会計簿

四 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの

五 支援業務の一部を委託した場合にあつては、事案ごとに次に掲げる事項を記録したもの

イ 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由

ロ 委託した業務の内容

ハ 委託に要した費用を支払った場合にあつては、その額

2 消費者団体訴訟等支援法人は、前項各号に掲げる帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。

（財務諸表等の備置き）

第三十七条 消費者団体訴訟等支援法人は、法第百十条第二項の書類を、五年間事務所に備え置かなければならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

(経理に関する事項) <u>第三十八条</u> 法第百十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 借入金について、借入先及び当該借入先ごとの金額 二 適格消費者団体又は特定適格消費者団体に対して、その支援のために支出したものの支出先、支出金額その他その内容に関する事項 三 全ての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	「条を加える。」
--	-----------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この府令は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日（令和五年十月一日）から施行する。